

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統 計 課) 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(2件)	(漁業管理課) 1
○高知県収入証紙売りさばき人の指定	(会計管理課) 1
公 告	
○建設業法による処分	(土木政策課) 1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る指示	3
落札公告	
○落札者等の公告	(警察本部装備施設課) 3

告 示

高知県告示第591号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成29年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県工業統計補充調査
- 調査の目的
県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興対策等の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業所
 - 属性
日本標準産業分類に掲げる大分類E一製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)のうち、従業者数3人以下の事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- 報告を求める事項
 - 事業所の名称、所在地及び電話番号
 - 従業者数
 - 開設時期
 - 品目別製造品出荷額
 - 加工賃収入額
 - その他収入(事業外収入を除く。)額
- その基準となる期日又は期間
平成29年6月1日現在(一部の事項については、平成28年1月1日から同年12月31日まで)

5 報告を求める者

- 数
1,093事業所
- 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- 調査方法
郵送調査(必要に応じて県が委託した民間事業者が訪問による調査票の回収を行う。)

7 報告を求める期間

平成29年9月中旬から同年12月15日まで

高知県告示第592号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- 発起人の住所及び氏名

香南市	中山 勝 道
〃	國 田 司
〃	浜 口 信 義
 - 加入区の名称
手結加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- 縦覧期間
平成29年8月25日から同年9月8日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合手結支所

高知県告示第593号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- 発起人の住所及び氏名

安芸郡東洋町	坂 東 厚 男
〃	蛭 子 長
〃	江 元 寛 樹
- 加入区の名称
甲浦加入区
- 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- 縦覧期間
平成29年8月25日から同年9月8日まで
- 縦覧場所
高知県漁業協同組合甲浦支所

高知県告示第594号

高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成29年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の住所及び氏名

- 長岡郡大豊町杉767番地1
小笠原 嘉宏
 - 売りさばき所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番8
T O S A 行政書士事務所
- 3 指定年月日
平成29年8月14日

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成29年8月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社西部総建
代表取締役 土居 春水
幡多郡黒潮町伊與喜38番地2
高知県知事許可（般-25）第8633号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社西部総建の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反で、懲役1年6月（3年間の執行猶予）及び罰金30万円の刑が確定している（確定日：平成29年3月16日）ことが判明した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第17号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 平成29年8月25日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

- (3) 実施期日
ア 新規取得講習
平成29年11月7日（火）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
平成29年11月13日（月）から同月15日までの3日間
- (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
ア 平成29年10月2日（月）及び3日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成29年10月4日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
平成29年10月10日（火）から同月12日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通
ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通
エ 受講申込確認書 1通
 - (4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
- 8 講習に関する問い合わせ先
 - (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
 - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第80号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成29年8月22日に次のとおり指示した。

平成29年8月25日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(定義)

1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

(採捕の制限)

2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 委員会が特に認めた者

(制限区域)

3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 点の位置

点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点

点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

点ウ 須崎市戸島高濬

点エ 須崎市久通沖の濬漁場基点

点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

点カ 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点

点キ 須崎市角谷岬突端

点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点

点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点

点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点

点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点

点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点

(2) 区域

ア 区域1（第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域）
点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに神島、中ノ島及び戸島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

イ 区域2（第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域）
点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ間及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

(殻長の制限)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、殻長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。

(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までとする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年8月25日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県警察 I P R 形警察移動無線通信システム無線機 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30
3 落札者を決定した日
平成29年7月26日
4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社四国支社 香川県高松市寿町一丁目1-8
5 落札金額
169,045,920円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 政令第6条の公告をした日
平成29年6月2日